

平成17年度 第7回官業民営化等WG・第20回市場化テストWG
追加資料要求項目（農林水産省）

全般

1 当会議では、国や公共が市場・民間活動に関与する場合には、公共経済学の視点から、市場の失敗としての外部性、価値財性、市場の失敗としての情報の非対称性といった状況が明確に存在し、その是正を図る上で当該関与が必要十分であることが客観的かつ合理的に説明できることが必要と理解しており、同時に、公共の側には、その関与が正当なものであると主張する限り、それを国民に明白な形で客観的かつ合理的に説明すべき義務があるものと認識している。

こうした観点から、以下の独立行政法人が実施している個々の業務について、公共が関与しなければならない客観的かつ合理的な根拠について、まず貴省の見解を明確にされたい。

（答）

- 1 我が国において畜産業は、農業総産出額89千億円の中の23千億円と約25%を占める主要部門の1つとなっている。また、草地等として利用されている農地面積は約93万haであり、農地全体の約20%を利用しており、特に中山間地域等の国土や農地の維持・保全において、重要な位置を占めている。
しかしながら、我が国の畜産は、諸外国に比べ、農地規模が小さく、飼料穀物を輸入に頼っていること等から生産コストが高いという課題を有しているため、国際競争に勝ち残るためには、国産畜産物における品質面での優位性、生産性の向上と低コスト化、安全の確保が極めて重要となっている。
- 2 このように、食料自給率の向上を図り、輸入品に対抗できる畜産物を国産で供給し、国民に安全な畜産物を安価かつ、安定的に供給することが我が国の最重要課題となっている。
- 3 当該独立行政法人が実施する家畜改良増殖・種畜配布、飼料作物種苗の生産・配布等の業務は、畜産物の生産性や品質の向上の基礎と骨格となるものであることから、長期的視点に立ち、計画的かつ組織的に推進していく必要がある。
- 4 また、近年、BSEや高病原性鳥インフルエンザを始めとする海外からの人畜共通伝染病の侵入は、地域生産システムの崩壊に始まり、風評被害等、我が国畜産業に多大な損害を及ぼすばかりでなく、畜産物の需給バランスの混乱等を引起すことから、我が国独自の家畜改良が重要になっている。
- 5 このため、家畜の改良増殖は、本年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」、
「家畜改良増殖目標」等においても位置付けられており、その目標達成のため、国が責任を持って取り組むべき業務である。

- 6 我が国の家畜改良増殖事業については、民間参入を制限する法的規制等は存在しない。なお、当該事業を実施するに当たっては、例えば乳用牛の改良には7年を費やすなど長い期間を要すること、広大な事業用地の確保、長期間の維持が必要であること、各段階における実務に精通することが必要であること等、多大なコストと専門的技術を要することから、民間、都道府県及び家畜改良センターが役割分担をし、効率的に実施している。
- 7 その上で、家畜改良センターの業務は、都道府県や民間では実施困難な全国規模の改良業務や全国同一基準による遺伝的能力評価等の業務の範囲が広く、内容が高度なものに特化されており、民間等の参入事例はない。当該業務については、地方自治体等（北海道等）から「インタープルによる国際評価に的確に対応できるよう、（独）家畜改良センターの遺伝評価業務の推進体制の強化が必要」等との提言もあり、当該独立行政法人が実施することに対する関係者等のニーズは極めて高い。
- 8 また、これらの業務について、複数の消費者団体等（日本消費者連盟等）から「トレーサビリティ制度の実効性のさらなる担保と検証」について強い要望があり、自民党及び民主党のマニフェストにおいても、「原産地表示の導入」、「消費者に信頼される食品の供給体制の確立」等が明記されていることから、牛肉に関してその基礎となる牛個体識別業務は極めて重要である。さらに、地方自治体（北海道、愛知県、兵庫県等）、農業団体等（全国農業協同組合中央会等）から、「酪農経営の安定を図るため、乳用牛の改良対策」、「我が国畜産の競争力を強化し、安全で高品質な牛肉を安定的に供給するため、地域の肉用牛繁殖基盤の強化」、「豚の優良遺伝資源の確保」、「鳥インフルエンザ抵抗性の鶏の早期造成」等家畜改良に対する継続的な強い要望がある。
- 9 このように、当該業務は政策性が高く、国の農畜産施策を推進し、我が国の農畜産業の安定を図る上で不可欠であることから、今後とも継続して行政施策の実施機関である独立行政法人が担っていく必要がある。

2 また、仮に上記の点が説明可能であったとしても、その活動を官みずからが実施しなければならいのかどうか、民間に開放した方が効果的・効率的ではないのかどうかについては、別途、検証する必要がある。

それを検証するための手法が「市場化テスト」であり、これは、納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、公共サービスについて、価格だけでなく質の面も含めて、官民が参加する競争入札を通じて透明・中立・公正に評価し、国民にとって最も望ましい主体を選定しようとするものである。

仮に、業務を民間に委ねた場合、サービスの質の低下につながる、あるいは公共の方が民間よりも効果的かつ効率的にサービスが提供できると主張されるのであれば、堂々と市場化テストに応じて民間と競い合えばよいのであって、「市場化テスト」にかけること自体を拒否する必要はないはずと考える。

こうした点を踏まえ、以下の独立行政法人が実施している個々の業務について、上記の1.の点につきご回答の上、国や公共の関与が正当とされる場合には、さらに市場化テストを含む民間開放を進めていくべきと考えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

(答)

1 当該独立行政法人が行う業務は、我が国の畜産物生産と国民生活に混乱を来さないように、いずれも業務の安定的な継続性と高い技術力の維持改善の担保が必要である。

これらの業務は、2百数十名の畜産、獣医、農学等を専門とする職員やこれらをサポートする5百数十名の優秀な技術専門職員が多数の優良種畜と広大なフィールドを用いて、長い年月をかけて、専門的な知識と継続的なデータの積み重ねにより、実地による長年の訓練と経験を前提に不断の業務の継続があって成り立つものであり、運用によっては、長年の成果を瞬時に失う等の結果となりかねないものであり、そもそも市場化テストにはなじまないものと考えている。

2 さらに、例えば、種畜検査を民間機関に実施させた場合に、民間機関との契約により確実な実施、公正中立性の確保を求めたとしても、契約した民間機関が契約に違反する行為を行った場合、契約を解除し、他の民間機関に募集をかけざるを得ないが、入札を行い、契約を結ぶまでの間、空白期間が生まれ、種畜の利用が制限されることから、季節繁殖を行っている馬においては、交配適期を逃すこととなり、その損害は莫大なものとなる。

3 また、地方自治体（北海道、愛知県、兵庫県等）、農業団体等（全国農業協同組合中央会等）からは、「酪農経営の安定を図るため、乳用牛の改良対策」、「我が国畜産の競争力を強化し、安全で高品質な牛肉を安定的に供給するため、地域の肉用牛繁殖基盤の強化」等家畜改良に関する継続的な強い要望がある。また、地方自治体等（北海道等）からは、「インタープルによる国際評価に的確に対応できるよう、（独）家畜改良センターの遺伝評価業務の推進体制の強化が必要」等との提言もあり、当該独立行政法人が実施することに対する関係者等のニーズは極めて高い。

- 4 なお、当該独立行政法人が行う多くの業務は、法令に実施者が当該独立行政法人と規定されているものであり、また、独立行政法人が市場化テストに参加することも法令に規定されておらず、法令上の然るべき措置がない限り、市場化テストの導入はできないと考えている。

- 5 既に、一部業務については独自に外部委託を行っており、さらに自発的に外部化を行い、業務の一層の効率化を推し進める予定であり、失敗による後戻りが許されない業務にまであえて市場化テストを導入する必要はないと考えている。

各論

1 当該独立行政法人の業務について、国や公共が関与しなければならない合理的な根拠がある場合、その活動を当該独立行政法人の職員自らが直接実施しなければならない特別な理由があれば標準的な理論を踏まえて具体的にお示しいただきたい。

(答)

1 食料自給率の向上を図るため、輸入品に対抗できる畜産物を国産で供給していくことが我が国の最重要課題となっている。

また、国民に安全な畜産物を安価かつ、安定的に供給することが強く望まれている。

このため、家畜改良センターが担っている家畜改良業務等は、本年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」等においても位置付けられており、その目標達成のため、国が責任を持って取り組むべき事業である。さらに改良素材である優良遺伝子の維持・確保等についても国の重要な責務である。

このように当該業務は政策性が高く、国の施策を推進する上で不可欠であることから、今後とも継続して行政施策の実施機関である独立行政法人が担っていく必要がある。

2 家畜の改良増殖・種畜配布の業務等は、国（家畜改良センター）、都道府県、民間により役割分担がなされた上で、畜産、獣医、農学等を専門とする多くの職員とこれをサポートする経験豊かな技術専門職員が、家畜育種に関する専門的知識と継続的なデータの積み重ねをもって多数の優良な種畜、長い年月、実施の各過程における先端的な改良増殖技術等を必要とすることから、民間では取り組むことが困難なものである。

地方自治体（北海道、愛知県、兵庫県等）、農業団体等（全国農業協同組合中央会等）からは、「酪農経営の安定を図るため、乳用牛の改良対策」、「我が国畜産の競争力を強化し、安全で高品質な牛肉を安定的に供給するため、地域の肉用牛繁殖基盤の強化」等家畜改良に関する継続的な強い要望がある。また、地方自治体等（北海道等）からは「インタープルによる国際評価に的確に対応できるよう、（独）家畜改良センターの遺伝評価業務の推進体制の強化が必要」等との提言もあり、当該独立行政法人が実施することに対する関係者等のニーズは極めて高い。

3 飼料作物種苗の生産・配布の業務は、飼料作物種苗の増殖は、開花・結実期に雨の多い我が国の気候特性や脱粒が多いことから種子の採種率が低く、また、容易に交雑が起りやすい他殖性の種子であることから遺伝的な純度を保つことが困難であり、これらに対応するためには、特殊な施設・機械・広大なフィールドはもとより、長年蓄積された経験と技術を必要とするため、民間では取り組むことが困難なものである。

4 家畜の改良増殖・種畜配布や飼料作物種苗の生産・配布の業務実施により培った技術・能力を基に、「家畜改良増殖法」に基づく種畜検査、「種苗法」及び「カルタヘナ法」に基づく種苗検査を、公正・中立な立場で公権力を行使しつつ実施している。

5 種畜検査については、種畜等の所有者の私権を制限する公権力の行使であることから、

民間による実施では、理解が得られない。また、種畜の利用の実需者である畜産農家等は、民間種畜業者などが本検査を行った場合、その公平性についての理解が得られない。

6 種苗検査については、民間業者における流通種子の適正表示義務を確保、遺伝子組換え生物の使用の制限及びO E C D種子制度に基づく品種証明を行うためのものであり、実態として、家畜改良センター以外に検査に関する知識と技術を有する者は種苗業者に限られることから、これら検査を民間（種苗業者となる）に委ねると、私企業からの業務の隔離ができなくなり、厳格な制度の維持は困難であることから、民間では取り組むことが困難なものである。

7 牛個体識別業務は、「牛トレサ法」に基づき、品種偽装事件の摘発への協力のように、公権力の行使等を伴いつつ実施しており、民間で実施した場合は、食品の安全に関する政府の取り組みに対する消費者の信頼を著しく損なうこととなるため、民間事業者では取り組むことが困難なものである。複数の消費者団体等（日本消費者連盟等）からは「トレサビリティ制度の実効性のさらなる担保と検証」に対する強い要望がある。

なお、中立・公平性を損なわない範囲で、既にデータの入力等は民間に委託しているところである。

8 このように、家畜改良センターのいずれの業務についても、民間で取り組むことは困難であり、当該法人の職員自らが直接かつ一体的に実施する必要がある。

2 現在、当該独立行政法人に所属されている職員の専門能力について、資格、学位、専門分野、具体的実績、経歴など、専門性を評価できるよう、一覧をお示しいただきたい。

(答)

家畜改良センターにおける職員の専門分野・学位等別人数は以下のとおりである。

(単位：人)

専門分野 (学部)	博士	修士	学士	計	備考 (博士号の内容)
農学	1	20	43	64	農学博士号
畜産	4	12	49	65	農学博士号
獣医学	1	6	21	28	獣医学博士号
その他	0	11	80	91	
	6	49	193	248	

注) その他とは、応用生物、生物資源、生物環境等である。

(具体的実績)

受精卵移植関連技術(ダイレクト移植法、分割・体細胞クローン牛生産等)の開発・実用化

分割クローン、未経産牛採卵等受精卵移植技術を活用した育種手法の開発・実用化

BLUP(Best Linear Unbiased Prediction)法による家畜の遺伝的能力評価法の確立及び全国同一基準による実施

家畜の経済形質及び遺伝性疾患に関連する遺伝子等の特定及び検査方法の確立

飼料作物の品種識別に関連する遺伝子等の特定及び検査方法の確立

国内・海外の畜産技術者へ技術移転を行うための研修

国際種雄牛評価機関インターブル(International Bull Evaluation Service)への参加

国際種子検査協会(International Seed Testing Association)からの認定

3 当該独立行政法人の業務を、民間事業者に引き継ぐことは困難とのことであるが、その特別な理由を具体的にお示しいただきたい。

(答)

1 食料自給率の向上を図るため、輸入品に対抗できる畜産物を国産で供給していくことが我が国の最重要課題となっている。また、国民に安全な畜産物を安価かつ、安定的に供給することが強く望まれている。

このため、家畜改良センターが担っている家畜改良業務等は、本年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」等においても位置づけられており、その目標達成のため、国が責任を持って取り組むべき事業である。さらに改良素材である優良遺伝子の維持・確保等についても国の重要な責務である。

また、地方自治体（北海道、愛知県、兵庫県等）、農業団体等（全国農業協同組合中央会等）からは、「酪農経営の安定を図るため、乳用牛の改良対策」、「我が国畜産の競争力を強化し、安全で高品質な牛肉を安定的に供給するため、地域の肉用牛繁殖基盤の強化」等家畜改良に対する継続的な強い要望がある。

このように当該業務は政策性が高く、国の施策を推進する上で不可欠であることから、今後とも継続して行政施策の実施機関である独立行政法人が担っていく必要がある。

2 当該業務は、我が国の畜産物生産と国民生活に混乱を来さないように、いずれも業務の安定的な継続性と高い技術力の維持改善の担保が必要である。特に家畜の改良増殖・種畜配布等の業務は、2百数十名の畜産、獣医、農学等を専門とする職員やこれらをサポートする5百数十名の優秀な技術専門職員が多数の優良種畜と広大なフィールドを用いて、長い年月をかけて、専門的な知識と継続的なデータの積み重ねにより、実地による長年の訓練と経験を前提に不断の業務の継続があって成り立つものである。

3 また、当該業務は運用次第では、代替性のまったくない極めて優良な育種資源の亡失や散逸等が生じ、長年の成果を瞬時に失う等の結果になりかねないものである。仮に長年の成果を失うことになれば、国の施策の達成が困難となり、国民へ安全な食品を安定的に供給するという国の責任を果たすことが不可能となる。

4 飼料作物種苗の生産・配布の業務は、飼料作物種苗の増殖は、開花・結実期に雨の多い我が国の気候特性や脱粒が多いことから種子の採種率が低く、また、容易に交雑が起りやすい他殖性の種子であることから遺伝的な純度を保つことが困難であり、これらに対応するためには、特殊な施設・機械・広大なフィールドはもとより、長年蓄積された経験と技術を必要とするため、民間では取り組むことが困難なものである。

5 家畜の改良増殖・種畜配布や飼料作物種苗の生産・配布の業務実施により獲得した技術・能力を基に、「家畜改良増殖法」に基づく種畜検査、「種苗法」及び「カルタヘナ

法」に基づく種苗検査を、公正・中立な立場で公権力を行使しつつ実施している。

- 6 種畜検査については、種畜等の所有者の私権を制限する公権力の行使であることから、民間による実施では、理解が得られない。また、種畜の利用の実需者である畜産農家等は、民間種畜業者などが本検査を行った場合、その公平性についての理解が得られない。
- 7 種苗検査については、民間業者における流通種子の適正表示義務を確保、遺伝子組換え生物の使用の制限及びO E C D種子制度に基づく品種証明を行うためのものであり、実態として、当該独立行政法人以外に検査に関する知識と技術を有する者は種苗業者に限られることから、これら検査を民間（種苗業者となる）に委ねると、私企業からの業務の隔離ができなくなり、厳格な制度の維持は困難であることから、民間では取り組むことが困難なものである。
- 8 牛個体識別業務は、「牛トレサ法」に基づき、品種偽装事件の摘発への協力のように、公権力の行使等を伴いつつ実施しており、民間で実施した場合は、食品の安全に関する政府の取り組みに対する消費者の信頼を著しく損なうこととなるため、民間事業者では取り組むことが困難なものである。
複数の消費者団体等（日本消費者連盟等）からは「トレーサビリティ制度の実効性のさらなる担保と検証」に対して強い要望がある。
- 9 このように、当該業務は政策性が高く、国の農畜産施策を推進し、我が国の農畜産業の安定を図る上で不可欠であることから、民間事業者に引き継ぐことは困難である。

4 家畜改良・増殖に必要なコスト(乳牛、肉牛、豚、鶏別)について、具体的にお示しいただきたい。

(答)

家畜改良・増殖に必要なコストについては、同一業務において価値や形態が多様な複数の生産物(種畜、精液、受精卵、廃用家畜等)が産出されること、種畜等の生産過程は長期間を要すること、世代や生育ステージが異なる個体を同時に飼養していること等の理由から、極めて困難である。

なお、15年度からセグメント会計を導入し、業務毎の事業費の把握を行うようにしているところであり、人件費を含む平成16年度畜種別事業費は以下のとおりである。

	事業費(千円)
乳用牛	1,738,731
肉用牛	1,800,024
豚	448,224
鶏	630,950